

第十條 大会ハ別表比率ニ基キ評議員若干名ヲ選任ス

第十一條 評議員会ハ評議員ヲ以テ構成シ次期大会ニ至ル迄ノ決議権ヲ有シ、又ハ必要シテ執行委員会之ヲ召集ス

第十二條 評議員会ハ評議員ノ二分ノ一以上ノ出席ヲ以テ成立スハ但シ評議員出席不可能ノトキハ委任又ハ書面ニヨル表決ヲ認ム

評議員会ノ議事ハ出席評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十三條 評議員ノ任期ハ一ヶ年同トス

評議員会ハ評議員及執行委員ノ欠員ヲ補選スルコトヲ得

第十四條 評議員会ハソノ第一回会合ニ於テ執行委員七名ヲ互選シ、其内ヨリ組合会議議長、書記長、會計ヲ選任ス

執行委員会ハ本会議ヲ代表スル執行機関タルト同特ニ大会及評議員ニ対シ執行責任ヲ負フ

第十五條 執行委員会ハ大会ニ於テ決定サレタル事項及本規約ノ目的及事業ノ遂行ニ當ルモノニシテ必要ニ應ジ組合会議議長之ヲ召集ス、執行委員出席不可能ノトキハ評議員ヲ以テコレニ代

ラシムルコトヲ得

執行委員ノ任期ハ一ヶ年同トス

第十六條 執行委員会ハ必要ニ應ジ評議員会ノ承認ヲ經テ組織部、調査部、教育出版部、國際部等ノ

部門ヲ以テ、執行委員及評議員又ハ加盟団体幹部中ヨリ其ノ部長又ハ委員ヲ任命スル事ヲ得

行記部長ハ執行委員会及評議員会ニ出席シ其ノ部ノ業務ニ関シ發言スル事ヲ得

第十七條 執行委員会ハ必要ト認ムルトキハ政治、経済等ノ諸問題ノ対策、調査及確立ニ實現ニ應ズ為メノ特別委員ヲ執行委員及評議員中ヨリ選任スル事ヲ得

### 加盟団体ノ義務

第十八條 本会議加盟団体ハ左ノ比率ニ基キ加盟費ヲ納入スル義務ヲ有ス

一、会費納入者数一十名迄月額金三圓

二、一十名以上一十名ヲ加ヘル毎二月額金ニ毛ヲ増和ス

三、各加盟団体ハ行記加盟費ヲ毎月末ニ納入スルモノトス

四、加盟費納入ノ義務ハ加盟決定ノ月ニ始マリ除名又ハ脱退決定ノ月ニ終ル

第十九條 加盟団体ハ其ノ団体ノ大会又ハ中央委員会ニ於テ採択セル決議並ニ其ノ団体ノ為シツツアル運動又ハ建議等ニ於テ一般原則運動ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノト認ムルモノニツイテ

ハ即時之ヲ本会議ニ報告スル義務ヲ有ス

### 會 議

第二十條 執行委員会ハ原則トシテ本会議事務所々在地ニ於テ之ヲ行フ

第二十一條 評議員会ノ議題ハ執行委員会ニ於テ之ヲ決定シ遲クモ半年以前ニ名評議員ニ、又本会議